

令和5年度第4回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年7月5日（水）13時30分～14時00分
2. 開催場所 市役所3階 第1委員会室
3. 議案
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の承認について 11件
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について 3件
議案第3号 青年等就農計画について 2件
議案第4号 農用地利用集積計画について 利用権の設定 4件
議案第5号 農用地利用集積等促進計画について 1件
4. 報告
報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 3件
報告第2号 地目変更登記申請に係る登記官からの照会について 2件
5. 出席委員 14名（欠員1名）
会長12番池田繁雄、1番大木宏之、2番秋山美徳、3番岩柳美智夫、
4番細谷修、5番斉藤ひろ子、7番農宮弘子、8番板倉善紀、
9番篠崎輝武、10番戸田敏一、11番吉井亨、13番市原勉、
14番平山光子、15番日暮俊雄
6. 欠席委員 なし
7. 事務局 池田事務局長、小川主査
8. 議事録

議長 委員定数15名中、14名出席しておりますので、総会は成立しております。定足数に達しておりますので、これより令和5年度第4回農業委員会定例総会を開会いたします。それでは議事に入ります。

初めに、議事録署名人の指名であります。本日は、7番農宮委員と8番板倉委員を指名します。両委員、宜しくお願いいたします。

また、本日の会議書記には事務局の小川主査を指名します。

なお、発言につきましては、議長の指名後にお願いいたします。審議の過程を詳細に議事録に記録しなければなりませんので、議事の進行にご協力をお願いいたします。

また、個人情報保護の観点から申請者の氏名、住所など個人が特定される発言はご遠慮いただくようお願いいたします。

それでは審議に入る前に事務局より本日の議案の説明をお願いします。

事務局　それでは、本日の議案についてご説明申し上げます。議案書の1ページをお願いいたします。本日の議案は、5議案でございます。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認については、11件、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請の承認については、3件、議案第3号、青年等就農計画については、2件、議案第4号、農用地利用集積計画については、利用権の設定が4件、議案第5号、農用地利用集積等促進計画については、1件でございます。

なお、農地法に係る議案の現地調査につきましては、令和5年6月29日午前9時より、3班の板倉委員、戸田委員、池田会長、市原委員、平山委員にご出席いただき、実施いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

議　長　それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認について審議に入ります。

申請番号1につきまして、市原委員より意見発表をお願いします。

13番　番号1について説明します。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は、二又字溝向の畑1筆、480平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は農業経営を縮小したいため、譲受人は農業経営を拡大したいためです。営農計画においては、植木の作付けを予定しています。6月29日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲渡人は3条許可基準を満たしており、必要な書類もすべて整っていることから、許可相当と思われます。以上です。

議　長　次に、申請番号2につきまして、戸田委員より意見発表をお願いします。

10番　番号2について説明します。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は、極楽寺字中村の田6筆、合計2,503平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のためです。営農計画においては、水稻の作付けを予定しています。6月29日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類もすべて整っていることから、許可相当と判断します。以上です。

議　長　次に、申請番号3につきまして、私より意見発表いたします。

12番　番号3について説明します。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は、小野字牛内の現況畑2筆、合計1,710平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は高齢化に伴い、農地を耕作できなくなってしまう、譲受人と売却の合意ができたので、今回申請したものであります。営農計画においては、野菜の作付けを予定しています。6月29日に現地を確認しました

が、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認しましたが、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類もすべて整っていることから、許可相当と判断いたします。以上です。

議 長 次に、申請番号4につきまして、平山委員より意見発表をお願いします。

1 4 番 番号4について説明します。本件は、農地法第3条、贈与による所有権移転の申請です。申請地は、上武射田字聖和の畑1筆、981平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のためです。営農計画においては、植木を予定しています。6月29日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類もすべて整っていることから、許可相当と判断します。以上です。

議 長 次に、申請番号5につきまして、私より意見発表いたします。

1 2 番 番号5について説明します。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は、大沼田字沼田前の畑2筆、合計776平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人の後継者不足と高齢化のために譲受人お願いしたものです。営農計画においては、観葉植物、ヤシ類の栽培を予定しています。また、販売は、インターネットにより行う予定です。6月29日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認しましたが、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類もすべて整っていることから、許可相当と判断いたします。補足ですが、譲受人はアメリカ人です。以上です。

議 長 次に、申請番号6から11につきましては、営農型太陽光発電設備の設置に伴う権利設定の更新許可申請であります。後ほど関連する5条許可申請と併せて審議することといたします。

それでは、担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補足説明を求めます。

事務局 議案書の4ページをお願いいたします。

申請番号1は売買による所有権移転の申請です。場所は、東金特別支援学校の南東、約900メートルに位置しています。譲渡人は農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のため、売買することとなったものです。作付作目は、植木です。3条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。

申請番号2は売買による所有権移転の申請です。場所は、特別養護老人ホーム福岡福福の里の南東、約500メートルに位置しています。譲渡人は農業経営縮

小のため、譲受人は農業経営拡大のため、売買することとなったものです。作付作目は、米です。3条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われま

申請番号3は、売買による所有権移転の申請です。場所は、小野郵便局の南西、約400メートルに位置しています。譲渡人は農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のため、売買することとなったものです。作付作目は、ネギやサツマイモなどの野菜一般を予定しています。3条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われま

申請番号4は、贈与による所有権移転の申請です。場所は、千葉県警察学校の北東、約700メートルに位置しています。譲渡人は農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のため、贈与することとなったものです。作付作目は、シュロや榎などの植木を予定しています。3条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われま

議案書の5ページをお願いいたします。

申請番号5は、贈与による所有権移転の申請です。場所は、大沼田農業協同館の南東、約400メートルに位置しています。譲渡人は後継者不足のため、譲受人は申請地が自宅に近接しているため、贈与することとなったものです。作付作目は、ココスヤシやチャメロプスなどの観賞用植物を予定しています。3条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われま

説明は以上です。ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議 長 事務局の補足説明が終わりました。ご質問やご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。

次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請の承認について審議に入ります。

申請番号1から3につきまして、板倉委員より意見発表をお願いします。

なお、先ほども申し上げましたとおり、議案第1号の申請番号6から11と併せて審議をお願いします。

8 番 番号1から3、また、議案第1号の6から11は、申請者が同一のため、一括

して説明します。本件は、農地法第3条の規定による賃貸借権の設定と区分地上権の設定、また、農地法第5条の規定による営農型太陽光発電設備を設置するための一時転用の更新の申請です。申請地は、宿字南原の畑6筆、荒生字上の畑1筆、宿字申新田の畑1筆の農地です。申請理由は、譲渡人は法人で専門的に営農するため、譲受人は営農型太陽光発電設備を設置し、農業経営を効率化するためです。営農計画は、榊を作付けする予定です。6月29日に現地を確認しましたが、榊が作付けてあり、管理されており、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲渡人は法人組織で、経営面積、従事日数、機械の保有状況等3条許可基準を満たしており、必要な書類もすべて整っていることから、許可相当と判断します。以上です。

議 長 担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補足説明を求めます。

事務局 議案書の5ページから7ページをお願いいたします。

申請番号1から3は、関連しておりますので、一括してご説明いたします。

本件は、営農型の太陽光発電設備の設置を目的とした農地法第5条の一時転用許可の更新申請です。場所は、正気小学校の南東、宿区及び荒生区内に位置しています。一時転用の許可の期間についてでございますが、通常は3年となっておりますが、本申請におきましては、パネル下部で耕作を行う法人が認定農業法人であることから、許可期間は10年となります。本件農地については、今般、譲渡人が役員を務める農業法人に自己有農地を貸し付けるための賃貸借権設定とパネル下部の区分地上権設定について、それぞれ農地法第3条の許可申請がなされております。作付作目は、榊です。なお、一時転用の許可につきましては、パネルの設置に係ることから、3条の賃貸借権設定と区分地上権の設定に係る許可と同時にすることになります。また、申請者は令和4年の7月から9月の3か月で120束、約9キロの榊の売上げ実績がございます。

説明は以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の補足説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

4 番 はい。

議 長 はい、細谷委員。

4 番 一時転用ですけど、3,000平方メートルを超えた場合、千葉県農業会議の常設審議会への付議は更新でも必要なんですか。

事務局 今回は、営農型太陽光発電設備の転用部分の面積は3,000平方メートル未満のため、千葉県農業会議の常設審議会への付議はございません。

4 番 今回は、何回目の更新ですか。

事務局 今回は、2回目の更新です。

4 番 更新時に営農計画書は提出されていますか。

事務局 はい、更新時に営農計画書は提出されております。

議 長 他にございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請の承認について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議 長 ありがとうございます。賛成多数により原案どおり可決されました。

次に、議案第3号、青年等就農計画について審議に入ります。

農政課より説明願います。

農政課 それでは説明をさせていただきます。農業経営基盤強化促進法第14条の4の規定によりまして、意見を求めた案件は新規認定2件でございます。

まず、別添の1件目の青年等就農計画認定申請書をご覧ください。営農開始日は令和4年1月ですすでに営農を開始しております。東金市東上宿に事務所を置く法人です。営農類型はイモ類で主にさつまいもをすでに生産しております。生産したサツマイモを加工し、キッチンカーやネットで販売を実施しており、今後は設備の導入、耕作面積拡大による所得増加を目指す計画です。

続いて2件目をご説明いたします。別添の2件目の青年等就農計画認定申請書をご覧ください。営農開始日は令和5年10月を予定しております。田間にお住まいの方です。営農類型は露地野菜です。技術の向上、設備の導入、耕作面積拡大による所得増加を目指す計画です。

以上、新規認定2件の申請内容を説明させていただきましたが、これらの計画内容は、農業経営基盤強化促進法第14条の4の各要件に該当しております。また、山武農業事務所改良普及課が計画書の作成に携わっていることをお伝えします。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 農政課の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。
議案第3号、青年等就農計画について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。
次に、議案第4号、農用地利用集積計画について審議に入ります。
農政課より説明願います。

農政課 議案第4号、農用地利用集積計画についてご説明申し上げます。
別冊の「令和5年第7次農用地利用集積計画(案)」をご覧ください。
農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律第5条第1項の規定による経過措置により、同法による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「令和5年第7次農用地利用集積計画」についてお諮りします。
利用権の設定、4件、面積合計、15,016平方メートル、内訳、10年、4件、面積合計、15,016平方メートル、1ページが10年の利用権設定管理台帳で、2ページが農地の出し手、受け手より提出のあった農用地利用集積計画各筆明細書です。新規で、福俵の認定農業者への貸し付けとなっております。3ページが中間管理機構を介しての10年の利用権設定管理台帳で4ページから6ページが機構より提出のあった農用地利用集積計画各筆明細書です。2番は新規、3番は更新で大沼田の認定農業者に貸し付け、4番は松之郷の農業者に貸し付けとなっております。利用権の設定を受ける者の農業経営状況は7ページから8ページに記載しております。こちらは農家台帳の情報を基に作成しております、いずれの農業者も農作業従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。
利用集積計画による案件は以上となります。ご審議の程宜しくお願いいたします。

議 長 農政課の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。
議案第4号、農用地利用集積計画について原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。
次に、議案第5号、農用地利用集積等促進計画案について審議に入ります。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号、農用地利用集積等促進計画案についてご説明申し上げます。議案書は10ページ、資料は別冊の農用地利用集積等促進計画案をお願いいたします。農地中間管理が農用地利用集積等促進計画を定める場合、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定により、農業委員会の意見を求められた案件でございます。内容については、農地中間管理機構を介しての賃借権設定で、小沼田の農業者への貸付となっております。権利の設定を受ける者の農業経営状況は、3ページに記載のとおりで、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件に該当しております。
説明は以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。
議案第5号、農用地利用集積等促進計画案について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。
次に、報告第1号から第2号について、事務局から説明願います。

事務局 議案書の11ページから12ページをお願いします。
報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。
5月26日から6月25日までに受付した案件は3件です。相続により所有権を取得したもので、斡旋等の希望はありません。
議案書の13ページをお願いします。
報告第2号「地目変更登記申請に係る登記官からの照会について」です。2件の照会があり、現地調査を6月9日に実施いたしました。現地調査の結果、いずれも農地への復元が困難な状況であると判断し、「非農地」で回答したものでございます。
報告事項については、以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(なし)

議 長 無ければ、以上で、本定例総会に提出された案件はすべて終了しました。これをもって、閉会といたします。ご苦勞様でした。

令和5年7月5日